



福県医発第1433号(地)
平成18年10月30日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉



青森県医師国民健康保険組合等の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 青森県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

2. 兵庫県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

3. 滋賀県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

4. 富山県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

5. 富山県建設国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

6. 奈良県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



(公印省略)

18国援第101号-13

平成18年10月16日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

青森県医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、青森県健康福祉部高齢福祉保険課長他から通知がありましたので、お知らせします。





青高保第1022号
平成18年10月4日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長
(公 印 省 略)

青森県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。
なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成18年10月1日



新旧条文対照表

新 条 文 (改 正)	旧 条 文 (現 行)
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）はその給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 2. ～3. 省略 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受け者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3 2 省略	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）はその給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 1. <u>次号から第4号に掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 2. ～3. 省略 4. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受け者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 2 省略



(公 印 省 略)

医保第1488-3号

平成18年9月29日

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 様

兵庫県健康生活部生活企画局長

兵庫県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

標記のことについて、下記のとおり兵庫県歯科医師国民健康保険組合から一部負担金割合の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

70歳以上の一定以上所得者の一部負担金割合

改正前 2割 → 改正後 3割

2 施行期日

平成18年12月1日（平成18年10月及び11月については、2割を継続）

3 その他

兵庫県歯科医師国民健康保険組合において、3歳以上70歳未満の一部負担金割合は、平成18年4月18日付け医保第1048-2号で通知したとおり、平成18年12月1日から3割に引き上げられますので念のため申し添えます。



兵庫県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正 新旧対照表

現 行	改 正 後
(一部負担金) 第 12 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四号に掲げる場合以外の場合 10 分の 3 二 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 三 70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次に掲げる場合を除く) 10 分の 1 四 70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法令施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。)について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき、ただし、同条第 4 項の規定を受ける者は除く 10 分の 2 (出産育児一時金) 第 13 条 組合は、被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の組合員に出産育児一時金として 300,000 円を支給する。	(一部負担金) 第 12 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 3 歳に達する日の属する月の翌月以降であって 70 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 3 二 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 三 70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次に掲げる場合を除く) 10 分の 1 四 70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法令施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。)について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき、ただし、同条第 4 項の規定を受ける者は除く 10 分の 3 (出産育児一時金) 第 13 条 組合は、被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の組合員に出産育児一時金として 350,000 円を支給する。
	附則 (施行期日) 1. この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。 なお、この規約の第 12 条第四号は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。



滋 医 険 第 5 1 8 号
平成18年(2006年) 9月29日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

滋賀県健康福祉部医療保険課長
(公印省略)

滋賀県医師国民健康保険組合の一部負担金の改正について (通知)

このことについて、滋賀県医師国民健康保険組合から規約の一部改正について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可しましたので、通知します。
なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康福祉部医療保険課
担 当 国保指導担当 久野
電 話 (077) 528-3568



滋賀県医師国民健康保険組合 規約改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第三章 保険給付 (一部負担金) 第十条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける組合員及び准組合員並びにそれ以外の被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。	第三章 保険給付 (一部負担金) 第十条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける組合員及び准組合員並びにそれ以外の被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
1 <u>三歳に達する日の属する月の翌月以後であって七十歳に達する日の属する月以前である場合</u> 十分の三	1 <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 十分の三
2 三歳に達する日の属する月以前である場合 十分の二	2 三歳に達する日の属する月以前である場合 十分の二
3 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 十分の一	3 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 十分の一
4 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合)に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十七条の二第一項に規定する者に限る。)について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき 十分の三	4 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合)に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十七条の二第一項に規定する者に限る。)について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき 十分の三
第十一章 罰 則 第五十八条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。	第十一章 罰 則 第五十八条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

附則 この規約は平成十八年十月一日から施行する。

(公印省略)

18国援第101号-14

平成18年10月20日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

富山県医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、富山県厚生部長他から通知がありましたので、お知らせします。





厚 第 2441 号
平成 18 年 9 月 29 日

各都道府県国民健康保険主管課長
富山県国民健康保険団体連合会事務局長 殿

富山県厚生部長
(公 印 省 略)

富山県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。
なお、改正内容は以下のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

記

- 1 保険者名
富山県医師国民健康保険組合
- 2 改正内容
別紙のとおり

担当 厚生企画課 国保指導係
電話（直通）076-444-3215



富山県医師国民健康保険組合規約の一部改正

改 正	現 行
(一部負担金) 第10条 略 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 (2) (3) 略 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u> 第11章 罰 則 第60条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。	(一部負担金) 第10条 略 (1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 (2) (3) 略 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号、以下「施行令」という。)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u> 第11章 罰 則 第60条 組合は、偽りその他不正の行為により、保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。



厚 第 2442 号
平成 18 年 9 月 29 日

各都道府県国民健康保険主管課長
富山県国民健康保険団体連合会事務局長 殿

富山県厚生部長
(公 印 省 略)

富山県建設国民健康保険組合の規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第 27 条第 2 項の規定に基づき認可しましたので通知します。
なお、改正内容は以下のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

記

- 1 保険者名
富山県建設国民健康保険組合
- 2 改正内容
別紙のとおり

担当 厚生企画課 国保指導係
電話（直通）076-444-3215



規 約 改 正 条 文 新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

第 3 章 保 險 給 付

第 3 章 保 險 給 付

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 10分の3

(2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

(2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 (次号に掲げる場合を除く。) 10分の1

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者 (70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令 (昭和33年政令第362号) 第27条の2第1項に規定する者に限る。) について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3
(出産育児一時金)

(出産育児一時金)

第11条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として350,000円を支給する。

第11条 組合は被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として300,000円を支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 12 章 罰 則

第 12 章 罰 則

第64条 組合は偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第64条 組合は偽りその他不正の行為により保険料一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

附 則

1. この一部改正規約は、認可のあった日から施行し、第10条及び第11条については、平成18年10月1日 (以下「適用日」という。) から適用する。
2. 適用日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。



保 福 第 4 6 7 号
平成18年10月12日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

奈良県福祉部保険福祉課長
(公印省略)

奈良県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので、通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので関係機関への周知につきましてご配慮をお願いします。

担 当

奈良県福祉部保険福祉課

国保係 松 浦

TEL 0742-27-8546 FAX 0742-27-0445

e-mail matsuura-kyoko@office.pref.nara.lg.jp



※下記のとおり、規約を改正いたします。

現 行	改 正 案
第3章 保険給付 (一部負担金) 第17条 療養の給付を受ける第一種組合員・第二種組合員・第三種組合員は(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による者を除く。)、次の各号の区分に従い当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ただし、第一種・第二種・第三種組合員が入院した場合に限り、被保険者が支払った一部負担金の額が、高額療養費として支給されるまでの額については、償還給付とする。 その額が1,000円に満たない場合はこれを支給しない。 (1) 次号から第3号に掲げる場合以外の場合 10分の3 (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における者)その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2	第3章 保険給付 (一部負担金) 第17条 療養の給付を受ける第一種組合員・第二種組合員・第三種組合員は(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による者を除く。)、次の各号の区分に従い当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 ただし、第一種・第二種・第三種組合員が入院した場合に限り、被保険者が支払った一部負担金の額が、高額療養費として支給されるまでの額については、償還給付とする。 その額が1,000円に満たない場合はこれを支給しない。 (1) <u>三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</u> (2) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における者)その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第3項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u>

現 行	改 正 案
第 18 条 組合員以外の被保険者が（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による者を除く。）療養の給付を受ける時は次の各号の区分に従い当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 次号から第 4 号に掲げる場合以外の場合 10 分の 3 (2) 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 (3) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10 分の 1 (4) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき 10 分の 2	第 18 条 組合員以外の被保険者が（老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による者を除く。）療養の給付を受ける時は次の各号の区分に従い当該療養の給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) <u>三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 3</u> (2) 3 歳に達する日の属する月以前である場合 10 分の 2 (3) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10 分の 1 (4) 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき <u>10 分の 3</u>

附則

53. この規約は平成 18 年 10 月 1 日より施行する。
(第 17 条・第 18 条)